

地域包括支援センターの体制の変更について

1 地域包括支援センター（平成18年4月設置）の概要

(1) 設置目的

地域包括支援センターは、次に掲げる事業その他厚生労働省で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援する。

【センターの主な事業】

- 高齢者の保健・医療・福祉に関する総合相談機能
- 要支援高齢者等のケアマネジメント（ケアプラン作成）
- 高齢者の権利擁護・虐待に関する相談、対応
- 包括的・継続的ケアマネジメント（関係機関や地域とのネットワークの構築）

(2) 本市の特徴

- 市の主体性を前面に打ち出した体制
 - *市直営による運営（政令市で唯一）
- 地域レベルの地域包括支援センターを区レベルでバックアップする体制
 - *統括支援センターの設置
 - *統括支援センターに予防給付担当のケアマネジャーを配置

2 人員配置

各統括支援センター

：保健師係長1名、主任ケアマネジャー1名、社会福祉士1名 計3名

各地域包括支援センター

：保健師 1名、主任ケアマネジャー1名、社会福祉士1名 計3名

※ 2ヶ所の地域包括支援センターは計4名の配置

<区別の統括支援センター及び地域包括支援センター数と職員数（人）>

区	統括	包括	保健師係長	統括職員	包括職員	予防ケアマネ	職員計
門司区	1	3	1	2	10	9	22
小倉北区	1	4	1	2	12	14	29
小倉南区	1	5	1	2	15	13	31
若松区	1	2	1	2	7	5	15
八幡東区	1	2	1	2	6	8	17
八幡西区	1	6	1	2	18	14	35
戸畑区	1	2	1	2	6	4	13
計	7	24	7	14	74	67	162

3 地域包括支援センターの現状

(1) 相談対応について

- 相談件数は増加し、平成20年以降20万件を越える相談がある。
相談方法は電話が多い(65%)。(家庭訪問：25%、来所相談：10%)
1センター当たりの1日の平均相談件数は29件。
(電話相談：19件、家庭訪問：7件、来所相談：3件)

- 行政や地域・関係機関の調整を行う、たらい回しのない支援や出前主義に、市民からの高い評価を受けている。
このため、3名体制の職員のうち2名は、家庭訪問や関係機関との調整で、外出することが多い。

(2) 支援困難事例について

- 高齢者虐待や権利擁護の相談窓口としての周知が進み、相談・通報が増加。
虐待や認知症高齢者等の事例への支援は、法的対応を含めた統括支援センターのバックアップや三職種のチームアプローチが必要で、処遇決定までに多くの時間を要している。

(3) 関係機関や地域とのネットワークの構築について

- 身近な相談機関として地域関係者には定着しているが、区全域の対応を行っている事業所にとって、介護保険に関する手続きや処遇困難事例の相談などのために、分散しているセンターに出向く煩雑さが生じている。

4 見えてきた課題

(1) 相談を受ける体制において

- 地域包括支援センターには職員1名が居ることが多く、市民が来所した場合、事業者と重なったり、電話がかかるなどの状況があり、気軽に安心して相談できないことがある。
- 業務の増大により、三職種が相談し協力するチームとしての動きができない。

(2) 地域包括支援センターと統括支援センター等の連携において

- 統括支援センターの業務が増加し、地域包括支援センターのバックアップを十分できない。
- 事業者との情報交換等を24の地域包括支援センター別で行うため連携が図りにくい。
- 区役所に配置されている地域担当の保健師との連携が図りにくい。

5 具体的な変更ポイント

地域包括支援センターと統括支援センター等の連携を強化し、相談体制を充実できるよう、地域包括支援センターの業務や人員配置を工夫する。

(1) 相談を受ける体制の改善

24の地域包括支援センターは市民の来所相談窓口の特化し、電話相談や事業者の手続き、相談は統括支援センターのある区役所で対応する。

そのため、地域包括支援センターの職員を区役所に集中配置するが、各地域包括支援センターの担当職員や担当校区は維持し、地域包括支援センターには常に1名以上の職員が待機することとする。

(2) 関係機関との連携強化

保健師係長のマネジメントの基で、高齢者支援の現状や課題を地域や関係機関に積極的に情報発信する

(3) 一層の業務効果をめざした職員配置

区役所に集中して配置した地域包括支援センターの保健師および地域保健係の保健師を一体的に効率よく配置し、高齢者支援はもとより、地域における健康づくりや生活習慣病対策、医療費の適正化も推進する。

6 期待できる効果

(1) 市民から見た効果

- 市民の来所相談窓口の地域包括支援センターに気軽に安心して相談できる。
- 保健師係長のマネジメントのもと、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士のチームによる質の高いサービスを受けることができる。

(2) 関係者から見た効果

- 区全体としての情報交換ができ、関係機関と共通認識が図れる。
- 各地域包括支援センターで行っていた要支援者のケアプランに関する手続きを区役所においてできるため、ケアマネジャーの移動時間等を軽減できる。

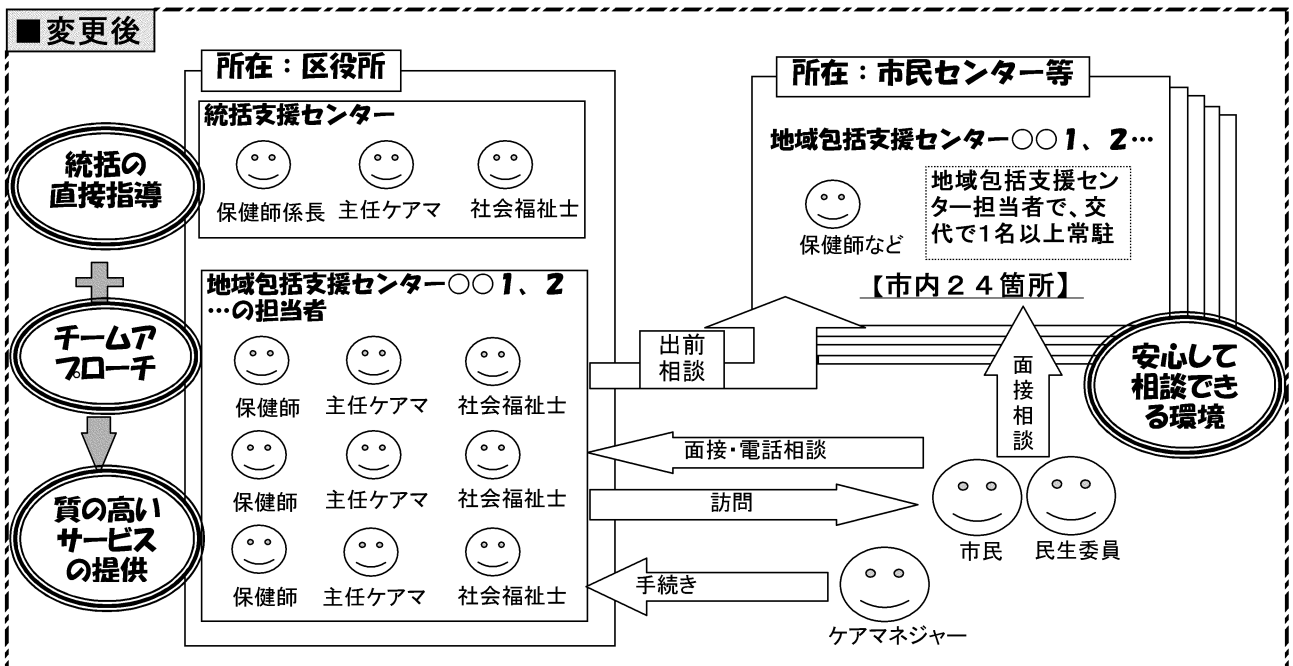
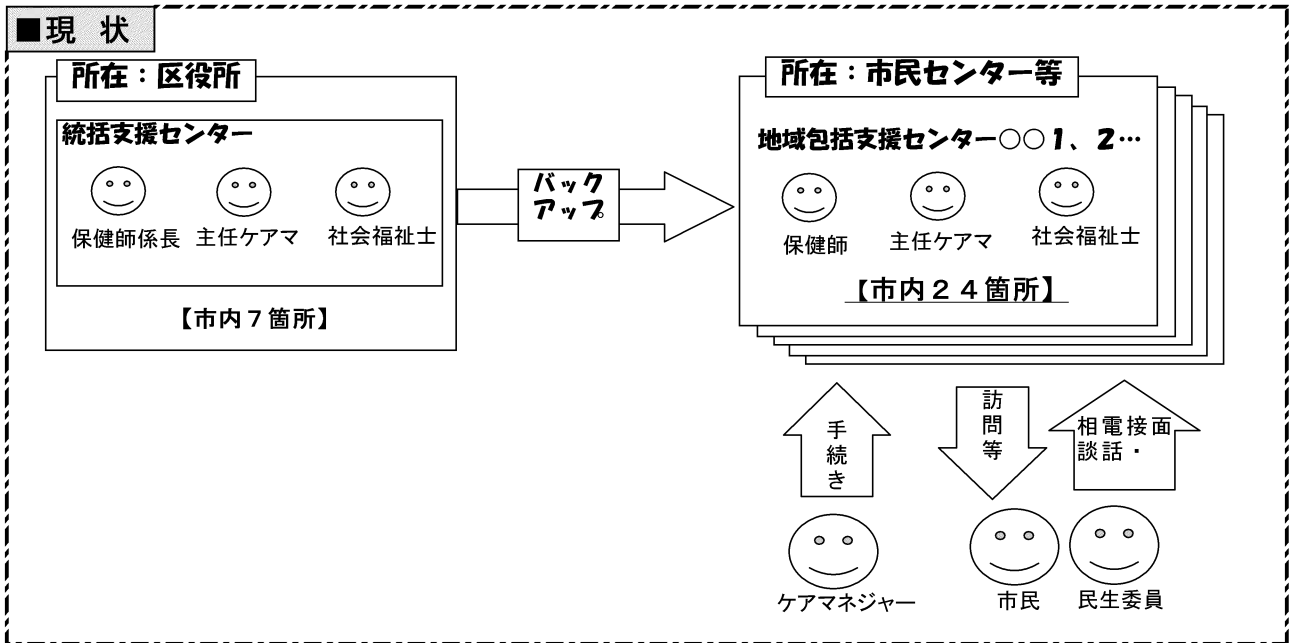
(3) 職員から見た効果

- 職員や所属長・係長に相談しやすく、安心できる職場環境ができる。
- 職員と協力・情報交換することで、スキルを高めることができる。

7 変更時期

原則、平成23年10月

地域包括支援センターの体制変更のイメージ図



主な課題	市民の声	ケアマネジャー等の手続きと同じ場所では、安心して相談できない。	課題解決の有無	<input type="radio"/>
	関係者の声	高齢者の圏域別の地域包括に手続きに行くのに手間がかかる。		<input type="radio"/>
	職員の声	職員間で相談や協力ができない。		<input type="radio"/>
	業務上	場所が離れており、統括支援センターによる地域包括支援センターのバックアップを十分行えない。		<input type="radio"/>
市民の意見	高齢者実態調査で、地域包括支援センターが力を入れていくべきことは「身近な所で相談できる体制の強化」が最も多い。(一般:64%、在宅:58.7%、若年:68.9%)	意見の反映	<input type="radio"/>	

変更によって課題が改善。市民の意見にも対応。